

渋谷区告示第 155 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、恵比寿フラワーホームマンション建替組合の定款の変更を令和 8 年 6 月 16 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 17 日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称

恵比寿フラワーホーム

(2) 敷地の区域

東京都渋谷区東 3 丁目 1 番地 12（計 1 筆）

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区東 3 丁目 1 番地 12、同 1 番 1、同 1 番 3（計 3 筆）

4 事業施行期間

組合設立認可の日から令和 9 年 3 月まで

5 事務所の所在地

東京都新宿区四谷三丁目 12 番地 株式会社 UG 都市建築内

6 設立認可の年月日

令和 3 年 8 月 16 日

7 変更の内容

組合名称の変更

変更前 恵比寿フラワーホームマンション建替組合

変更後 恵比寿フラワーホームマンション再生組合

8 事業計画の変更の認可の年月日

令和 8 年 8 月 17 日

渋谷区告示第 156 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、恵比寿フラワーホームマンション建替組合の事業計画の変更を令和 8 年 6 月 16 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 8 月 17 日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
恵比寿フラワーホームマンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
恵比寿フラワーホーム
 - (2) 敷地の区域
東京都渋谷区東 3 丁目 1 番地 12（計 1 筆）
- 3 再生後マンションの敷地の区域
東京都渋谷区東 3 丁目 1 番地 12、同 1 番 1、同 1 番 3（計 3 筆）
- 4 事業施行期間
組合設立認可の日から令和 9 年 3 月まで
- 5 事務所の所在地
東京都新宿区四谷三丁目 12 番地 株式会社 UG 都市建築内
- 6 設立認可の年月日
令和 3 年 8 月 16 日
- 7 変更の内容
組合名称の変更
変更前 恵比寿フラワーホームマンション建替組合
変更後 恵比寿フラワーホームマンション再生組合
- 8 事業計画の変更の認可の年月日
令和 8 年 8 月 17 日